

岩内町地域公共交通活性化協議会規約の一部改正（案）【新旧対照表】

新	旧
<p>(目的)</p> <p>第1条 岩内町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）の素案作成及び実施に関し必要な協議を行う<u>とともに、道路運送法（昭和26年法律第183号）に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に関し必要な協議を行う</u>ため設置する。</p> <p>第2条（略）</p> <p>(事業)</p> <p>第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 交通計画の素案作成の協議に関すること (2) 交通計画の実施に関し必要な協議に関すること (3) 交通計画に位置付けられた事業の実施に関すること (4) <u>地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関すること</u> (5) <u>前各号</u>に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要なこと 	<p>(目的)</p> <p>第1条 岩内町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）の素案作成及び実施に関し必要な協議を行うため設置する。</p> <p>第2条（略）</p> <p>(事業)</p> <p>第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 交通計画の素案作成の協議に関すること (2) 交通計画の実施に関し必要な協議に関すること (3) 交通計画に位置付けられた事業の実施に関すること (4) <u>前3号</u>に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要なこと

岩内町地域公共交通活性化協議会規約の一部改正（案）【新旧対照表】

新	旧
<p>(組織)</p> <p>第4条 協議会は、次に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 岩内町長が指名する岩内町職員</p> <p>(2) 国土交通省北海道運輸局札幌支局長が指名する者</p> <p>(3) 北海道後志総合振興局長が指名する者</p> <p>(4) 関係する道路管理者が指名する者</p> <p>(5) 岩内警察署長が指名する者</p> <p>(6) 町内に事業所を有する一般乗合旅客自動車運送事業者</p> <p>(7) 町内に事業所を有する一般乗用旅客自動車運送事業者</p> <p>(8) 地域住民又は利用者の代表</p> <p>(9) <u>一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体</u></p> <p><u>10</u> その他協議会が必要と認める者</p> <p>2 前項の委員の任期は2年とする。ただし、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 委員のうち行政機関等の職員については、その職にある期間とする。</p> <p>第5条～第13条（略）</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規約は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>(組織)</p> <p>第4条 協議会は、次に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 岩内町長が指名する岩内町職員</p> <p>(2) 国土交通省北海道運輸局札幌支局長が指名する者</p> <p>(3) 北海道後志総合振興局長が指名する者</p> <p>(4) 関係する道路管理者が指名する者</p> <p>(5) 岩内警察署長が指名する者</p> <p>(6) 町内に事業所を有する一般乗合旅客自動車運送事業者</p> <p>(7) 町内に事業所を有する一般乗用旅客自動車運送事業者</p> <p>(8) 地域住民又は利用者の代表</p> <p>(9) その他協議会が必要と認める者</p> <p>2 前項の委員の任期は2年とする。ただし、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 委員のうち行政機関等の職員については、その職にある期間とする。</p> <p>第5条～第13条（略）</p>